

日 銀 市 第 9 1 号  
2 0 2 5 年 6 月 1 7 日

国債売買等関係事務についての  
日銀ネット利用先  
日銀ネット利用金融機関等  
御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」の  
一部改正に関する件

日本銀行では、国債市場の流動性改善に資する観点から、標記規程の一部を別紙のと  
おり改正し、2025年7月1日から実施することとしましたので、通知します<sup>注</sup>。

注：詳細については、日本銀行ホームページに掲載されている2025年6月17日付の「国債補  
完供給にかかる減額措置の取り扱いの変更について」をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」  
中一部改正

- 第1編IV. 3. (1) イ. ②を横線のとおり改める。

②国債市場の流動性改善に資する場合

売却国債（直近2限月の長期国債先物取引の受渡適格銘柄のうち最割安銘柄（チーペ  
スト銘柄）またはもしくは2番目に割安な銘柄（セカンド・チーペスト銘柄）または2  
031年以降に償還期日が到来する残存期間が5年超7年未満の10年利付国債（クラ  
イメート・トランジション利付国債、変動利付国債および物価連動国債を除きます。）で  
あって、発行残高に占める日本銀行の保有割合が80%を超えるものに限り、）の全  
部について、減額措置を願出ること